

ちば興銀UC法人カード会員規約改定のお知らせ

2025 年 9 月 11 日付で、ちば興銀UC法人カード会員規約を改定いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀UC法人カード会員規約

改定前	改定後
■■■一般条項■■■	
第10条（退会及びカードの使用取消と返却） 1. （略） 2. （略） (イ)～(チ)（略） <u><追加></u> (リ)（略） (ス)（略） (ル)（略） (ヲ)（略） (ワ)（略） (カ)（略） 3. ～5. （略）	第10条（退会及びカードの使用取消と返却） 1. （略） 2. （略） (イ)～(チ)（略） <u>(リ)第17条第3項に記載する行為を行った場合。</u> (ス)（略） (ル)（略） (ヲ)（略） (ワ)（略） (カ)（略） (コ)（略） 3. ～5. （略）
第17条（その他承諾事項） 1. （略） 2. （略） <u><追加></u>	第17条（その他承諾事項） 1. （略） 2. （略） <u>3. 法人会員またはカード使用者は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役職員・従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。</u> <u>(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等</u> <u>(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動</u> <u>(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</u> <u>(ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u> <u>(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照ら</u>

	<u>して著しく不相当と当社が認めた要求等</u>
第20条（規約の改定並びに承認） 1.（略） 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ（https://www.cuccard.co.jp/）において告知する方法又は管理責任者に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員及びカード使用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員及びカード使用者は、当該通知等の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。	第20条（規約の改定並びに承認） 1.（略） 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ（https://www.cuccard.co.jp/）において告知する方法又は管理責任者に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員及びカード使用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員及びカード使用者は、当該通知等の後に本規約に係る取引を行うこと、<u>または、お知らせの1ヶ月の経過をもつて</u>、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

以上